

～旧優生保護法裁判福岡訴訟において公正な判決を求めます～

要請署名にご協力を！

2.5万人を超える人の 障害者の尊厳を奪った、 旧優生保護法！！

昭和23年に制定された『優生保護法』によって障がい者が強制的に、または、騙（だま）されて不妊手術（優生手術）や人工妊娠中絶をさせられ子どもを持つ機会、幸せを、一生奪われました。



原告の朝倉さんご夫婦。
この法律のせいで結婚する前に夫が強制的に手術されました

優生保護法の罪悪 強制不妊手術だけでは無かった！？

- ①この法律の目的は不良な子孫をつくらないこととしました。障害者の人権や尊厳を全く否定する「優生思想」そのものでした。
- ②自治体挙げて「不幸な子どもを産まない」運動などの取り組みが広がり、高校の教科書にも劣等な子どもを産んではいけないと記載されたり、国民の中に差別意識を植え込んでいきました。



優生思想？

- ③1996年には、やっとこの法律は改正されますが、国はその後一貫して被害者に直接謝罪し、損害賠償することはありませんでした。



私たちは、横断幕を掲げて福岡地方裁判所に向いました

この法律により、社会に「優生思想」が深く深く根付いてしまいました。本来、命は誰もが平等です。この裁判を通じて断ち切らねばなりません！

私は子どもが欲しかった・・・。
産みたくても産めなかった！産んで育てる喜びを知らない！



(イラスト：大阪育成会から転載許可を得ています)

編者は、手術の状況によって異なります。

手術は、女性にも男性にも行なわれました。

このような事例が日本で起こっていたのです！

**強制不妊手術を受けた数は、24,993人。
中絶手術も含めると83,963人もの被害者が…**

原告も同様の経験をしました。

署名の裏面に朝倉典子さんの声を載せています。

是非、読んで多くの人に署名を広めてください！

～優生思想を断ち切って、みんなで裁判を支援しよう～

旧優生保護法裁判を支援する福岡の会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 (福岡市ろうあ協会内)

☎092-406-3406 FAX092-406-3407

E-mail: shienfukuoka@ffd.or.jp

旧優生保護法 福岡

検索